

# 令和4年度 人吉市監査計画

令和4年4月1日 監査委員合議

## 第1 趣旨

人吉市監査委員監査基準（令和元年12月1日施行）第2条の規定に基づき令和4年度の監査、審査及び検査（以下「監査等」）について、次のとおり監査計画を定める。

## 第2 基本方針

地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供の際に発生する事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する必要がある。国においては、地方公共団体の事務執行の適正を確保し、監査制度の充実強化を図るため、令和2年4月1日から新監査基準による監査委員監査を実施しているところである（人吉市監査委員監査基準は令和元年12月1日施行）。

このような状況下、適正な事務執行の確保と最少の経費で最大の効果を上げるといった監査の本分を追求していくため、令和4年度監査計画を策定、実施するものとする。

## 第3 監査等の実施方針

### 1 監査

#### (1) 定期監査(財務及び行政)

これまでの本市の定期監査は、財務監査と行政監査を融合させてきたが、それでも財務監査を重視した監査手法であったため、法令等に準拠した事務処理に際し、内容を掘り下げた行政監査が疎かになっていたことは否めない。よって、将来的に、さほどリスクを伴わないグループ（区分は下記参照）の財務監査については、2年に一度の割合で実施、残りを「テーマをもった行政監査」に切り替えていくことにするが、昨今の多発する事務処理ミスを憂慮し、令和4年度は令和3年度に引き続きグループA及びグループBいずれも財務監査を実施する。

#### ア グループ区分

グループA (リスク低)	管理部門						監査実施	時期
		総務部	総務課	財政課	防災課	新型コロナウイルス感染症対策室		2年に1回を基本とするが、状況に応じ、毎年監査を実施することもある。
復興政策部	復興支援課	秘書課	情報政策課					
市民部	市民課	環境課	税務課	地域コミュニティ課				
行政委員会等	会計課	藍田財産区						
	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	選挙管理委員会事務局	公平委員会			

グループB (リスク高)	管理 + 事業部門						監査実施	時期
		総務部	行財政改革課					毎年1回実施を基本とするが、テーマ監査と併用することもある。
健康福祉部	福祉課	被災者支援対策課	高齢者支援課	保健センター				
経済部	農業振興課	商工観光課	農林整備課					
復興建設部	都市計画課	市街地復興課	道路河川課	住宅政策課				
水道局	上水道課	下水道課						
教育部	学校教育課	社会教育課	文化課					

## イ テーマ監査

- ① これまでの定期監査の結果等を踏まえ、特定の事務又は事業の執行について、事務処理が適正かつ効率的に行われているかの視点に立ち監査を実施する。手法として、財務監査重視から行政監査へウェートを移し、テーマ（事業効果等）をもった監査とする。

・ 契約事務（委託工事、リース、業務委託、備品購入等）	正確性
・ 財産事務（行政財産使用料、道路占用料関連事務）	法令順守
・ 認定事務（保育所及び認定こども園、児童扶養手当、生保、障がい者）	法令順守
・ 任意補助金（申請、審査、予算措置、実績報告等）	法令順守
・ 不納欠損（決定に至った経過）	法令順守
・ 滞納整理（市税、保育料、生保返還金住宅使用料、奨学金、給食費等）	正確性と平等性
・ 現金等取扱事務（税外収納簿、即日入金の徹底、金券処理状況）	内部統制確立

② 職員の負担軽減とスキルアップ

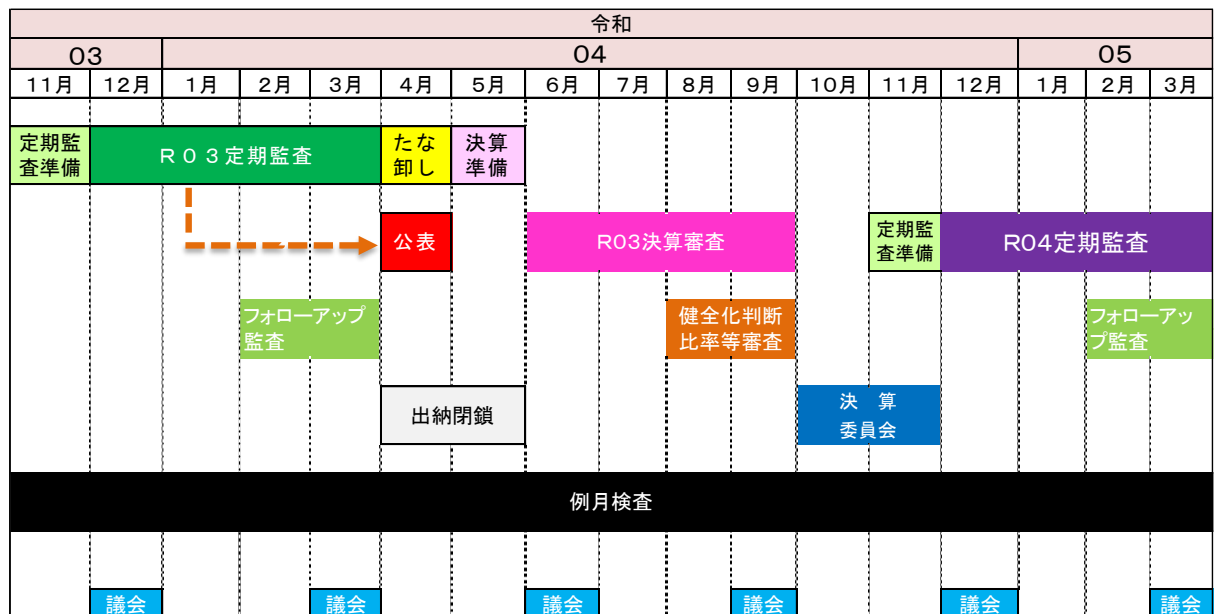
- ・ 監査資料を簡素化することで各部各課の負担軽減につなげる。
- ・ 業務改善を監査目線で指導する。

③ 人吉市監査計画に基づく監査委員監査

- ・ 人吉市定期監査実施要領に基づく監査とする。

## ウ 年間スケジュール

① 年間スケジュール



- ・ 5月は決算審査の準備期間とする。
- ・ フォローアップを重視した監査とし、前年度の改善状況の確認も併せて行う。
- ・ 監査内容については、別途通知する。
- ・ 備品検査（監査）については、原則として30万円以上の備品を検査対象とし、保管状況、活用状況を重視した監査（検査）を実施する。

## (2) 財政援助団体等の監査

市が財政的な援助を行っている団体等に対し、出納その他の事務について、当該事業が財政的援助等の目的に沿って執行されているか、会計経理等が適正に行われているかという視点から監査する。

### ア 監査対象

出資団体、指定管理者、補助金等交付団体などが対象団体として考えられるが、現状では以下の対応がなされているため、特段の問題が発生しない限り、積極的な監査は行わないこととする。

#### ① 指定管理者

指定管理者については、毎年度終了後にモニタリング(検証・報告)を実施するなど、モニタリングをとおして「管理業務の実施状況」「利用状況」「収支状況」について精査を行っている。当面は、このモニタリングの状況を見守ることとする。

#### ② 補助金交付団体

補助金交付団体については、人吉市補助金審査会が規定に基づく審査を行っており、審査をとおして「補助事業の実施状況」「収支状況」について精査を行っている。当面は、この補助金審査会の状況を見守ることとする。

## 2 審査

### (1) 決算審査及び基金運用状況審査

決算の計数が正確か、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的かという視点等から審査する。詳細は、別に定める「人吉市歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査実施要領」及び「人吉市公営企業会計決算審査実施要領」によるものとする。

#### ア 審査対象

一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和3年度決算

#### イ 実施時期等

区分		実施時期	報告時期
決算審査	一般会計・特別会計	7月～8月	9月
	公営企業会計	6月～7月	9月
基金運用状況審査		8月	9月
決算審査	藍田財産区特別会計	9月	10月

### (2) 健全化判断比率等の審査

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断比率及び資金不足比率に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかという視点から審査する。詳細は、別に定める「人吉市健全化判断比率及び資金不足比率審査実施要領」によるものとする。

#### ア 審査対象

前年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率

#### イ 実施時期等

区分	実施時期	報告時期
健全化判断比率等審査	8月～9月	9月

### 3 検査

#### (1) 例月現金出納検査

会計管理者が管理する現金の管理について、適法かつ正確に行われているかという視点で検査する。詳細は、別に定める「人吉市例月現金出納検査実施要領」によるものとする。

#### ア 検査対象

前月分の現金の出納。ただし、公営企業会計3月分は、4月の検査対象とする。

#### イ 実施時期等

区分	実施時期	報告時期
例月現金出納検査	毎月15日	翌月頭

### 4 その他の監査

監査の要求若しくは請求があったとき、または監査委員が、必要があると認めるときは、監査委員の協議による監査を実施する。

#### 第4 監査等の結果報告及び公表等

監査等の結果については、市長ほか行政委員会の任命権者に報告し、市ホームページにおいて公表する。また、指摘した事項等について、市長等から措置状況の報告があった場合も、市ホームページにおいて公表するなど、監査の実効性を確保し、事務改善を促すものとする。